

大分市自治基本条例検討委員会  
第7回市政運営部会

平成22年7月20日(火) 14時から  
大分市役所 議会棟3階 第4委員会室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 条文案の課題等について

(2) その他

## 政策法務についての各都市比較表

都市名	二セコ町	上越市	薩摩川内市	出水市	高松市	防府市
条文	(政策法務の推進) 第28条 町は、町民主体のまちづくりを実現するため、自治立法権と法令解釈に関する自治権を活用した積極的な法務活動を行わなければならない。	(政策法務) 第27条 市議会及び市長等は、自主的かつ自立的な市政運営を行うため、条例、規則等を制定する権限を十分に活用するとともに、法令の自主的な解釈及び運用に努めなければならない。	(法令の解釈と運用) 第33条 市長は、市民のニーズに対応し、薩摩川内市の課題を解決するために、この条例の趣旨に則して、自主的かつ適正に法令の解釈及び運用を行い、条例、規則等の整備に努めなければならない。	(法令の自主解釈) 第10条 市議会及び市は、この条例の趣旨に基づき法令を適正に解釈し、及び運用することを原則とします。	(政策法務) 第32条 市は、市政の課題に対応した自主的な政策等を実行するため、地方公共団体に関する法令の規定について、地方自治の本旨に基づき、これを解釈するとともに、条例、規則等の整備を積極的に行うものとする。	(政策法務) 第22条 市長等は、市民ニーズや地域の課題に対応するため、法令を自主的かつ適正に解釈し、運用するとともに、条例及び規則の整備に努めるなど、政策法務を推進するものとする。

都市名	明石市	豊中市	岸和田市	茅ヶ崎市	川崎市	越谷市
条文	(政策法務) 第28条 市長等は、地域の実情にあった質の高い行政を行うために、職員の法務に関する能力を高めるなど、法務の体制を充実しなければならない。 2 市長等は、積極的に政策づくりを推進するため、自治立法権等を有効に活用していかなければならない。	(政策法務) 第17条 市は、法令等の調査研究を重ね、自主的かつ適正な解釈及び運用を行うことにより、自主立法権等を活用する政策法務の推進を図らなければならない。	(法務) 第26条 市は、市の事務に関する法令の解釈に当たっては、法令の調査研究を重ね、自主的かつ適正な解釈に努めなければならない。 2 市は、地域の特色をいかした政策を実現するため、条例制定権の活用に努めなければならない。	(政策法務等) 第17条 市は、地域の課題を解決するため、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、及び運用するとともに、条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)を適切に制定し、又は改廃するものとする。	(行政運営の基本等) 第15条2(6) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。	(市政運営の原則) 第18条5 市長等は、市政の課題等に対応するため、法令等をその範囲内で弾力的に解釈・運用するよう努めます。